

令和8年4月13日

公 告

防衛省共済組合練馬支部

支部長 伊藤 浩 之

東京都練馬区北町4丁目1番1号に所在する練馬駐屯地において、庁内託児施設を開設するにあたりその運營業務を委託する事業者について、下記のとおり募集します。

記

1 委託業種及び設置場所

(1) 委託業種

保育施設（事業所内保育事業）

(2) 設置場所

公務員宿舍地区（東京都練馬区北町）

(3) 委託期間

令和9年4月1日～令和14年3月31日（予定）

ただし、小規模型保育事業所（定員約12名）での運営は令和11年3月31日（予定）までとし、令和11年4月1日（予定）からは保育所型保育事業所（定員約60名）の運営に移行する予定。この際、小規模型保育事業所で使用していた施設は保育所型保育事業所の一部として運用する。

(4) 事業の細部は、募集要領及び仕様書による。

2 応募資格

(1) 応募条件

ア 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること

イ 1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）において認可保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）、認証・認定保育施設、又は防衛省自衛隊の庁内託児施設を運営している法人であること

ウ 練馬区事業所内保育実施要綱第5条の事業所内保育事業者の要件を満たしていること

エ 防衛省共済組合練馬支部が実施する公募説明会に参加した法人であること。

(2) 欠格条項

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に関連した次の事項に該当する場合

(7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

- (イ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (ウ) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員及び(イ)から(オ)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者

イ 以下の保育関連の規定に該当する場合

(ア) 児童福祉法第34条の15第3項第4号の規定に該当する法人

(イ) 子ども子育て支援法第52条第2項の規定に該当する法人

ウ 会社更生法又は民事再生法の適用を受けている者又は受けようとしている法人

3 募集要項、仕様書及び公募説明会参加申込書の配布

(1) 期間

令和8年4月13日(月)から4月24日(金)1300まで

(2) 場所

陸上自衛隊練馬駐屯地 厚生センター1階 防衛省共済組合練馬支部事務室

4 公募説明会【参加必須】

(1) 日時

令和8年4月27日(月)1000から開始

(2) 場所

陸上自衛隊練馬駐屯地 厚生センター1階 第1教場

(3) 参加人数

各業者2名以内

(4) 携行品

顔写真付きの身分証明書、筆記用具、印鑑

(5) 申込要領

別紙「公募説明会参加申込書」を持参又は郵送すること。

(6) 申込期限

令和8年4月24日(金)1700まで(郵送は必着)

(7) 来所方法

練馬駐屯地へ来所の際は公共交通機関を利用すること。

5 担当連絡先

〒179-8523

東京都練馬区北町4丁目1番1号

防衛省共済組合練馬支部(担当:早坂・常盤)

電話:03-3933-1161(内線2040)

公募説明会参加申込書

令和 年 月 日

防衛省共済組合練馬支部長 殿

法人名：
代表者：
住所：

防衛省共済組合練馬支部が委託する事業所内保育事業所の公募説明会へ参加を申し込みます。また、説明会当日、遅刻又は欠席した場合は、本公募へ参加ができないことを確認しています。

1 参加者名簿

参加者の情報について記入してください。

| 項目 | 氏名 | 電話番号 | メールアドレス |
|----|----|------|---------|
| 1 | | | |
| 2 | | | |

2 応募に関する質問

質問への回答は公平性を期すため説明会時に実施します。

| 項目 | 質問 |
|----|----|
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |